第31138号 令和７年８月21日	〃	Bresi21687	〃	〃	〃
第31139号 令和７年８月21日	〃	Bresi21333	〃	〃	〃
第31140号 令和７年８月21日	〃	NATifor	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	〃	〃
第31141号 令和７年８月21日	〃	NATsona	〃	〃	〃
第31142号 令和７年８月21日	〃	NATance	〃	〃	〃
第31143号 令和７年８月21日	〃	NATeta	〃	〃	〃
第31145号 令和７年８月21日	Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	NPCW22387	Klemm+Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	〃	〃
第31146号 令和７年８月21日	〃	NPCW23396	〃	〃	〃
第31149号 令和７年８月21日	Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigelow	KB-W5	株式会社かつらぎ産業 和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１	〃	〃

○農林水産省告示第千二百三十号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第二千十九号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、同ロの農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年八月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロに規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。	
施設名称	施設所在地
（略）	（略）
バレンシア微生物研究所	スペイン　バレンシア州　バレンシア県　ベテラ市所在
農林畜産検疫本部　ソウル地域本部　伝染病検査課	大韓民国　ソウル特別市所在
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

改正前	
犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロに規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。	
施設名称	施設所在地
（略）	（略）
バレンシア微生物研究所	スペイン　バレンシア州　バレンシア県　ベテラ市所在
（新設）	（新設）
（略）	（略）
バイオベスト　ラボラトリー社	英国　ミドロシアン州　ペニクック所在
（略）	（略）